

議案第41号

北本市手数料条例等の一部改正について

北本市手数料条例等の一部を次のように改正する。

令和4年8月26日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例等の一部を改正する条例

(北本市手数料条例の一部改正)

第1条 北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第34号中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に、「長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料」に改め、同号ア(ア)に次のように加える。

 c 建築を伴わない場合 13,000円

第2条第1項第34号ア(イ)に次のように加える。

 c 建築を伴わない場合 25,000円

第2条第1項第34号イ(ア)に次のように加える。

 c 建築を伴わない場合 85,000円

第2条第1項第34号イ(イ)に次のように加える。

 c 建築を伴わない場合 194,000円

第2条第1項第44号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第50号中「第87条の3第5項」を「第87条の3

第6項」に改める。

(北本市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北本市手数料条例の一部を改正する条例(令和3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中北本市手数料条例第2条第1項第44号及び第50号の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年2月20日から施行する。